# 令和 5 年度 第 3 回川西市子ども・若者未来会議 次第 <br> 令和 5 年 12 月 1 日（金） $17: 00 \sim 19: 00$ <br> 場所：市役所 4 階庁議室（Zoom 併用） 

1．開会

## 2．議事

（1）協議事項
（1）川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会 提言書（案）について【資料 1 － $1 \sim 1-4$ 】
（2）報告事項
（1）「川西市子ども・子育て計画」および「川西市子ども・若者育成支援計画」の令和 4年度実績について【資料2－1～2－3】
（2）小規模保育事業 A 型 整備•運営事業者の公募結果について【資料3】
（3）その他
（1）令和5年度 川西市保育所等施設整備•運営事業者の公募について

3．閉会

# 「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方について」 

## 提言書 （案）

令和 5 年 月
川西市子ども・若者未来会議
川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会

## 1．はじめに

乳幼児期における教育保育は「子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎 を培う重要なもの」（幼保連携型認定こども園教育•保育要領）です。この重要な役割を市内の全て の就学前教育保育施設がしっかりと果たすことができるよう，市全体として，就学前教育保育の質の向上が必要となっています。

川西市では，市立幼稚園と保育所を一体化し，認定こども園を新設する事業に取り組んできました。川西市子ども・若者未来計画において，これらの施設が「就学前教育保育に関する質の向上などに関 する地域の拠点」と位置づけがなされたことから，本部会においては，この具体化に向け，拠点施設 としての機能や役割，具体的な取り組みなどについて，慎重に審議を重ねてきました。
折しも，審議期間中に市内の小規模保育事業所において虐待事案が確認されました。このような事案が二度と発生しないよう，市立施設が拠点としての役割を発揮し，私立，市立の園所の連携•協働体制を構築することで，地域全体としての就学前教育保育に係る質の向上を図ることが，今までにも増して，重要かつ喫緊の課題であると認識したところです。

この度， 5 回にわたる当部会での審議の結果を受け，拠点施設のあり方について，提言としてとり まとめました。本提言を踏まえ，川西市が就学前教育保育の質の向上に取り組まれることを期待して おります。

## 2．拠点施設が担うべき機能

拠点施設が担うべき機能は，次の 3 つの機能を基本とすることが妥当であると考えます。
（1）コーディネート機能
拠点施設が中心となり，担当する地域の園所や小学校，関係団体との連携•調整を推進する。 （園所間での研修実施，園所と小学校との連携や接続など）
（2）シェアリング機能
市や市教育委員会がめざす教育保育方針や国•県から示される方針などについて，速やかに周知徹底及び浸透を図り，市の施設全体が教育保育について共通認識を持ち，ベクトルを合わせた取り組みができるよう導く。
（3）セーフティネット機能
障がいを持つ子どもをはじめ支援が必要な子どもについて，希望する園所での受け入れや教育保育の質の向上を図るため，先導的な役割を果たす。
（経済的に困窮している世帯の子どもや外国にルーツをもつ子どもなども含む）

シェアリング機能については，子どもの人権，安全管理や不適切保育の防止など，市のすべての施設が共通認識しなければならない部分について，求められる教育保育の水準を示し，羅針盤的な役割を果たすことが求められます。全ての施設が，幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育•保育要領に基づき，子どもの最善の利益を考え，子どもと保護者，家庭を支え ていかなければなりません。

シェアリング機能は，教育保育の質の向上の基盤となるところであり，その重要性に鑑み，拠点施設の取り組みの中心に据えて進める必要があります。

あわせて，私立園所の特色ある教育保育や独自性などにも配慮する必要があると考えます。
また，子どもを中心に，保護者•家庭と園所が相互に理解を深めることが，子どもの成長にとっ て望ましいことから，保護者などに寄り添い，子育て支援の充実に向けた地域環境を整備すること も，拠点施設の重要な役割の一つです。保護者と一緒に子どもの立場に立った教育保育を考え，保護者と信頼関係を深めていくことが大切です。

セーフティネット機能については，障がい児など支援が必要な子どもへの教育保育の質を向上を図るために，市立園所がこれまで培ってきた経験やノウハウを私立園所と共有するなど，連携をさ らに強化する必要があります。そのため，市立園所が先導的な役割を果たすべきであると考えます。

これら拠点施設が担うべき3つの機能は切り離すことが出来ないものであり，相互に関連させな がら取り組むことで一層の効果を発揮することができると考えます。

## 3．拠点施設として位置づける施設

川西市子ども・若者未来計画には，「市立認定こども園を就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点となる施設とするよう本計画期間中に検討する」とあり，また，市立就学前教育保育施設の果たすべき役割について次のとおり記載されています。

## 「市立就学前教育保育施設の果たすべき役割」

※川西市子ども・若者未来計画（P．98）
（1）教育的役割
私立の就学前教育保育施設では，独自の特色ある教育を行っている施設があります。それに対し，市立就学前教育保育施設は一定の質が確保された教育保育を推進することに加え，子 どもたちを取り巻く環境が変化する中で，その時々の社会の状況において求められる教育保育に関する研究•実践に取り組むなど，教育保育の水準を示していく必要があります。
（2）福祉的役割
保護者の経済的な負担を極力減らしつつ，さまざまな困難を抱える家庭や障がい，アレルギ一等，特別な支援が必要な児童を受け入れるなど，先導的な役割を果たす必要があります。
（3）施設間連携
それぞれの施設と各学校との円滑な接続や地域との連携を図るため，就学前教育保育施設及 び地域型保育事業所，その他の認可外施設間のコーディネーターとしての役割を担う必要が あります。

上記 3 つの役割は，「2．拠点施設が担うべき機能」の 3 つの機能とほぼ同じ内容となっています。
（1）「教育的役割」 $\doteqdot$ 「シェアリング機能」
（2）「福祉的役割」 $\fallingdotseq$ 「セーフティネット機能」
（3）「施設間連携」 $\fallingdotseq$ 「コーディネート機能」

以上のことを踏まえると，
－認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設であり，特に「拠点施設が担うべき機能」が「市立就学前教育保育施設の果たすべき役割」と同様の内容となっていること。
－支援が必要な子どもを市立園所で多く受け入れており，これまで培ってきた経験やノウハウなどを

有していること。
などから，川西市子ども・若者未来計画に記載のとおり，「市立認定こども園」を拠点施設として位置づけることが妥当であると考えます。

ただし，将来的に，私立園所が拠点施設となる可能性が出てきたときには，再度，丁寧な議論が必要であることを申し添えます。

## 4．拠点施設を軸とした取組体制

（1）川西市の取組体制
拠点施設として乳幼児教育保育センターを設置し，機能や人員などを一つのセンターに集約する統括型・トップダウン型の体制で取り組みを進めている他自治体の例も多く見られます。そのメリット としては，拠点となる施設をセンターの一つに集約することで，市全体の方針や情報等の共有が容易 となり，共通認識を図りながら取り組みが進められることなどが考えられます。

一方，川西市においては，「拠点施設は市域を南部•中部•北部の3つのエリアに分けた各エリア の市立認定こども園が担い，市教育委員会に統括的•調整的機能を置いて，全体の平準化を図る役割 を担う」という取組体制が望ましいと考えます。市域が南北に長い地形であり，巡回訪問や合同研修 の実施など，物理的な距離の問題からも，市域を3つのエリアに分けて，それぞれのエリアの市立認定こども園を拠点施設として位置づけるメリットがあると考えられます。

さらに，小•中学校との接続や支援が必要な子どもの教育保育については，私立園所にとっても教育保育に関するテーマの一つであり，私立園所と連携して取り組みを進める上では重要な要素となる と考えます。小•中学校との接続や連携を意識し，市域に複数の拠点施設を設置して，私立園所と顔 が見える関係性を築けるような体制を構築することが望ましいと考えます。

また，「準備段階 $\Rightarrow$ 初期段階 $\Rightarrow$ 展開段階」と段階を経て，計画的に取り組みを進めることとし ており，具体的な取り組み内容については，準備段階において市教育委員会が主導しつつ公私園所の参画のもと検討を行い，取り組みプランを作成することが実効性を高める観点からも有効であると考 えます。

なお，拠点施設間において定期的に情報共有する機会を設けるなど，複数設置することの利点を活 かしつつ，拠点施設間で取り組みに大きな違いが生じることなどがないよう仕組みを工夫する必要が あります。

## （2）人材の配置•育成

質の高い教育保育を実践しながら，拠点施設が担うべき機能を果たしていくためには，各拠点施設 に専任の「乳幼児教育保育アドバイザー」を配置する必要があると考えます。各拠点施設の乳幼児教育保育アドバイザーには，豊富な教育保育の経験を有する市の保育教諭等を配置するなど，職員自身 の希望やキャリアパスを視野に入れ，人材の活用に繋げることが有効です。

乳幼児教育保育アドバイザーがその役割を十分に果たすためには，アドバイザーとしての資質，能力を高め，安心して専門性を発揮できる環境を整備することが重要です。乳幼児教育保育アドバイザ一には，教育保育に関する専門性だけでなく，施設種別ごとの運営や特徴を知り，各施設の多様な二 ーズに対応し，調整する力が求められます。

そのため，乳幼児教育保育アドバイザーとして実践を積み重ね，経験値を高めるにあたっては，ア ドバイザーを支える体制を整備する必要があると考えます。乳幼児教育保育アドバイザーを対象とす る研修等の実施やアドバイザー同士が学び合える仕組みをつくること，必要に応じてスーパービジョ

ンを受ける機会を設けることなどが必要です。
また，市教育委員会が担う役割は多岐にわたり，かつ重要なものであるため，幼保小接続を担い，拠点施設間の連携や調整，教育保育の質向上を担当する「指導主事」等を配置することが望ましいと考えます。

拠点施設と市教育委員会が連携を図り，公私園所と密接に関わりを持ちながら取り組みを進めるた めに，人員配置や体制について十分に配慮することが求められます。

さらに，保育教諭の専門性，経験，意欲など保育者のあり方が教育保育の質の向上に大きく影響す ることは言うまでもなく，ベテランの保育教諭を核として丁寧に職員を育成していく環境づくりを一層進めることが肝要です。保育教諭や乳幼児教育保育アドバイザー等については，将来的な見通しを立てたうえで，計画的に職員を育成すること，市立認定こども園が拠点として役割を継続的に果たす ためには，保育教諭の世代別のバランスが重要であることから計画的な職員採用を行うなど，人材に対する投資が不可欠であることを申し添えます。

また，拠点施設の果たすべき具体的な役割とあわせて乳幼児教育保育アドバイザーの業務内容を明確にすることが，拠点施設の機能を発揮するために重要な観点であることにも留意してください。

## （3）市教育委員会及び拠点施設が取り組む具体的な内容と体制

## ア．市教育委員会

拠点施設をはじめ市全体の統括的•調整的な役割を担い，特別支援教育，栄養管理，保健医療，危機管理等の専門的なテーマは，市教育委員会等の各部署に配属されている専門職等と十分な連携 により進める必要があります。

また，実効性のある取り組みを進めるためには，「準備段階」での取り組みが重要であり，市教育委員会が主導的な役割を担いつつ，拠点施設や公私園所，その他関係機関と連携を図りながら進 めていくべきです。特に，川西市がめざすビジョンや基底となるカリキュラムの策定については，市教育委員会が主導的役割を果たしつつ，公私園所はもとより，学識経験者，保護者などが参画す る策定委員会を設置するなど，様々な主体の参画により取り組みを進めることが重要です。

なお，それぞれの施設で取り組まれている幼児教育保育の質の向上に向けた優れた取り組みを，他の各施設で共有する仕組みや，拠点施設の実践を評価する仕組みの構築についても併せて検討す ることが必要です。

さらに，教育保育の質の向上に向けた取り組みについては，拠点施設と連携しながら，保護者や地域，市民に広く知らせることが，教育保育に多様な主体の参画を促すためにも有効であると考え ます。

## イ．拠点施設

初期段階においては，各拠点施設の乳幼児教育保育アドバイザーが中心となり，巡回訪問や公開保育，合同研修，研究発表などの実施を通して，拠点施設が果たすべき3つの機能（シェアリング機能・セーフティネット機能・コーディネート機能）を担うことが望ましいと考えます。

乳幼児教育保育アドバイザーが市教育委員会の指導主事等と連携を密にしながら，国や市の方針 を各エリアでシェアしていくことも大切です。さらに，各エリアの公私園所の取り組みや実践につ いては，市教育委員会と共有するなど，双方向の関わりにより教育保育の質を高めていくことが求 められます。

また，拠点施設には，相談や研修の場所，乳幼児教育保育に関する図書等を備えたコーナーを設置するなど，環境面の整備についても工夫•検討してください。

## 〈各段階に応じた取組内容〉 ※年度は予定

（1）準備段階（令和 $7 \sim 8$ 年度）
拠点施設が担うべき 3 つの機能の共通理解，取り組みの実施に向けて，市教育委員会と拠点施設等が中心となり，取り組みプランを整理し，見える化する。
（2）初期段階（令和 9 年度～）
拠点施設が果たすべき3つの機能を，各エリアに位置づけた複数の市立認定こども園が担 い，エリア内の各施設と連携を図りながら取り組みを進める。
（3）展開段階
拠点施設を軸とした教育保育の質の向上に向けた体制が着実に機能している。必要に応じて取組状況にあわせた拠点施設の見直しを行う。

なお，準備段階では次の内容について実施及び検討することが望ましいと考えます。 （公私の連携）

○公私園所のニーズや困り事の把握
○準備段階のプロセスに公私園所が参画し，連携•協調しながら関係構築
（組織内連携）
○障がい児福祉施策•施設の取り組みなど既存資源の整理
○福祉，保健医療，子ども・子育て，教育等の横断的連携の再確認 （ビジョンの研究など）

○全市でめざすビジョン，カリキュラム等の策定に向けた調査研究
○研修体系の整理
○保護者や地域の参画の検討

## （4）拠点施設の配置

拠点施設の配置にあたっては，小•中学校との接続や連携等を考慮した上で，市域を南部•中部•北部の 3 つのエリアに分け，施設数の多い南部エリアと中部エリアについては複数を配置することが適切と考えます。複数配置する場合は，市教育委員会等との窓口的な役割を行う基幹園を設定し，効率的•効果的に運用することが有効です。令和 10 年度に開設をめざしている久代幼稚園と川西南保育所を一体化する認定こども園については，南部エリアにはすでに加茂こども園と川西こども園があ るため，拠点施設として位置づけないことが妥当であると考えます。

## 〈各エリアの拠点施設〉

南部 加茂こども園（基幹園），川西こども園
（施設数：19）
中部 川西北こども園，（仮）多田こども園【令和 10 年度開設予定】
（施設数：24）
北部 牧の台みどりこども園
（施設数：12）

[^0]なお，エリア内に 2 つの拠点施設がある南部エリアについては，拠点施設間での役割分担などにつ いて，準備段階でしっかりと整理•検討することが必要です。

また，中部エリアについては，（仮）多田こども園の運営が安定するまでの間は，川西北こども園が拠点施設としての役割を担い，運営が安定した後に（仮）多田こども園を基幹園とし，2施設で拠点施設の機能を担うことが望ましいと考えます。

北部エリアについては，施設数は \｜2 であるものの，エリアが広いため，中部エリアと連携協力す るなど必要に応じて取り組みを工夫•検討することが望まれます。
拠点施設を軸とした取組体制が着実に機能している「展開段階」においては，取組状況に合わせ，必要に応じて拠点施設や職員配置の見直しを検討する必要があると考えます。

## 5．拠点施設として位置づけない認定こども園のあり方

市全体の教育保育の質の向上を図っていくためには，私立•市立の隔たりなく，全ての就学前教育保育施設を対象とした取り組みが必要です。そのためには，市立認定こども園が市教育委員会と連携を図りつつ，拠点施設としての役割を果たさなければなりません。

本部会の議論において，拠点施設の役割とあわせて，市立認定こども園を拠点施設と位置づける こととしました。これにより，市立認定こども園としての意義や役割が明確に示されることとなり ました。

市は，この拠点施設としての役割を果たしていくための予算措置を講じる必要があります。また，今後も待機児童のゼロの継続はもとより，入所保留児童の解消もめざすために，就学前教育保育施設を拡充し，定員を増やすことが求められます。しかし，質の向上ならびに定員の拡充を両立させ るためには，多額の費用が必要であり，財源確保は教育保育の質の向上を議論する上で欠かすこと の出来ない重要な観点です。そのため，質と量の両立に向けては，私立•市立の役割分担を行う必要があると考えます。
今後，市立施設は拠点施設としての役割を重視し，人的配置の拡充など，質の向上に向けた実効性のある取り組みを進めていくべきです。また，市立施設において長年培ってきた経験とノウハウ を市全体の教育保育の質向上につなげるためにも，市立施設等で教育保育を担う職員と共に取り組 みを進めることが大切です。

一方，保育サービスの拡充については，民間を主軸に進めることが望ましいため，拠点施設とし て位置づけない施設については，民間活力の導入による整備•運営を検討し，より効果的な施策展開に努める必要があると考えます。

公私の役割分担により生み出される財源については，拠点施設の機能強化や子ども・子育て支援施策，子育てサービスの充実などに投資することで，子どもたちの幸せにつながる施策が展開され ることを期待します。

## 6．おわりに

本提言では「私立市立を問わず，地域を問わず，障がい等の有無を問わず，市全体で質の高い就学前教育保育が受けられる」ことをめざし，市立認定こども園が拠点施設として担う機能や取り組み内容，体制などについて取りまとめました。

川西市には就学前の児童に教育保育を提供する施設が合計57施設あります。この内，約 8 割，

45 施設は私立施設です。また，施設の種別も幼稚園，保育所，認定こども園，小規模保育事業，企業主導型保育事業，地域保育園，認可外保育事業と多岐にわたっています。私立施設の協力なくして，拠点施設の取り組みによる市全体の教育保育の質向上を実現することはできません。教育保育の質の向上という目的に向けて，拠点施設が私立施設と連携•協力を図ることが取り組みの重要なポイント となります。

この提言の実現にあたっては様々な困難に直面することがあるかもしれません。どのような時にも子どもを中心とした教育保育の質の向上に向け，私立•市立のすべての施設が，それぞれの種別を超 えて連携を深め，互いに協力し，市や市教育委員会と共に力強く取り組まれることを切に願っていま す。

最後に，就学前教育保育の質の向上を図るためには，日々，教育保育の現場で子どもたちと向き合 っている保育者などの力が必要不可欠です。就学前教育保育施設のすべての関係者が教育保育の質の向上のために，カを合わせ，協力して取り組みを進められることを期待しています。
－川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会 委員名簿

| No． | 氏 名 | 所属•役職等 |
| :---: | :--- | :--- |
| 1 | 小野 セレスタ 摩耶 | 同志社大学 社会学部 准教授 |
| 2 | 久保田 健一郎 | 大阪国際大学短期大学部 幼児保育科 学科長兼教授 |
| 3 | ト田 真一郎（部会長） | 常磐会短期大学 幼児教育科 教授 |
| 4 | 田ロ 巳義 | 川西市社会福祉協議会職員 |
| 5 | 大塚 千恵子 | 市民委員 |

（敬称略）

## 審議経過

| 回数 | 開催日 | 議 事 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第1回 | 令和 5 年 6 月6日（火） | －拠点施設が取り組む具体的な内容について |
| 第2回 | 令和5年7月31日（月） | －拠点施設が担うべき機能や役割について |
| 第3回 | 令和 5 年 8 月 31 日（木） | －拠点施設を軸とした取り組み体制について |
| 第4回 | 令和 5 年 9 月 22 日（木） | - 拠点施設の体制や役割イメージについて <br> - 拠点施設として位置づける市立認定こども園について <br> - 提言書の骨子（案）について |
| 第5回 | 令和 5 年 10 月 23 日（月） | －提言書（案）について |

－拠点施設の配置表

※一体化予定の園所も，現在の施設のまま施設数に含むものとする。
※（仮）多田こども園の開設後，運営が安定するまでは川西北こども園が基幹園の役割を担う。


市立•私立認定こども園における費用比較資料
～市財政負担の観点からみる，整備費（建設費）及び運営費について～

本資料の目的は，拠点施設の体制整備など市全体の教育保育の質向上や子ども・子育て支援を一層充実させるために，民間活力の導入により生み出される財源を充当していくこと について検証するための参考とするものです。

本資料は，認定こども園の整備（建設費）及び運営にあたって，どの程度市の財政負担に影響があるか，大まかな傾向をつかむものであるため，実際の整備費•運営費とは金額が乘離する場合があります。

1．各費用の比較（川西北こども園整備をモデルとして試算）
（1）整備費用の試算

| 民設の場合 |  |  | （単位：円） | 公設の場合 |  |  | （単位：円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 項目 | 1 号 | 2～3号 | 合計 | 支出合計 | 財源内訳 |  |  |
| 総事業費a |  |  | 607，640，000 |  | 推定交付税＋補助等額 | 一般財源d |  |
| 交付基準額 | 295，616，000 | 295，631，000 | 591，247，000 | 607，640，000 | 344，895，000 | 262，745，000 | 内，地方債 |
| 内，国負担b | 147，808，000 | 197，087，000 | 344，895，000 |  |  |  | 210，196，000 |
| 内，市負担c | 73，904，000 | 24，636，000 | 98，540，000 | 市の実質負担額d <br> 262，745，000 |  |  |  |
| 内，事業者負担 | 73，904，000 | 73，908，000 | 147，812，000 |  |  |  |  |
| 補助額合計 $b+c$ | 221，712，000 | 221，723，000 | 443，435，000 |  |  |  |  |
| 事業者実質負担額 $a-$ $(b+c)$ |  |  | 164，205，000 |  |  |  |  |
| 市の実質負担額C $98,540,000$ |  |  |  |  |  |  |  |

$\Rightarrow$ 試算の結果，市立こども園を整備する場合は，私立こども園を整備する場合と比較し て，概ね 2.67 倍の費用がかかる見込みとなります。（差額約 1 億 6,420 万円）
（2）運営費用の試算


$\Rightarrow$ 試算の結果，市立認定こども園を運営する場合は，私立認定こども園を運営する場合 と比較して概ね 1.63 倍の費用がかかる見込みとなります。（差額約 3 千 610 万円）

2．費用算出にあたっての前提条件等
（整備費）
－試算にあたっては，R 4 年度開設「市立川西北こども園」の定員設定（1号100人， 2～3号80人）及び整備費用を基準としている。
－民設の場合，「就学前教育•保育施設整備交付金」の交付対象となる。（ $1 \sim 3$ 号）同交付金交付要綱に基づき，交付基準額（整備費用のうち，補助対象となる上限額）及び負担割合（国，市，事業者）が定められている。

```
参考:負担割合について
    (通常)教育部分(国 2/4 市 1/4 事業者 1/4) 保育部分(国 2/4 市 1/4 事業者 1/4)
    (嵩上げの場合)教育部分 同上 保育部分(国 8/12市 1/12 事業者 3/12)
※ 「新子育て安心プラン」に採択されている等の要件を満たす場合, 保育部分について国補助が嵩上
げ (2/4 =2/3)となり, 市の財政負担が軽減されます。(本市は R5 採択)
```

－公設の場合，地方交付税交付金については，歳入上の一般財源として計上されており，使用使途の特定は困難な状況です。

そのため，川西北こども園の財源内訳のうち，「推定交付税＋補助等類」については，氐設整備の場合の「国急担類」の数字と同類が歳入されているとうと子なして，算出し ています。また，地方債については，整備費用から「推定交付税＋補助等額」を差し引 いた額の内，80\％充当するものとして算出しています。

## （運営費）

- 市立及び私立認定こども園の運営経費については，別添補足資料を参照のこと。
- 「保護者負担額」については，市立•私立認定こども園の保護者負担金平均額を算出 している。
－地方交付税交付金については，整備費と同様の考え方をとり，市立認定こども園の財源内訳のうち，「推定交付税＋補助等んについては，昏間認定こども圍の場畣の「国•県急担額」の数字と同ーであるとみなして算出しています。


## 【一般会計】令和 4 年度決算審査資料より引用

令和4年度 市立認定こども園運営事業財源内訳

| 総事業費 | 左記の財源内訳 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 国•県支出金等 | 保護者負担金等 | 一般財源 |
| A | B | C | A－B－C |
| 858，504，198円 | 11，779，000円 | 68，657，000円 | 778，068，198円 |
| 認定こども園入園延人数（年間） |  |  |  |
| 7，092人 |  |  |  |
| 121，052円 | 1，661円 | 9，681円 | 109，710円 |
| 構成比（\％） |  |  |  |
| 100．00\％ | 1．37\％ | 8．00\％ | 90．63\％ |

＊他市町からの受託児童を含み，他市町への委託児童を除く。
＊端数処理の関係上，各財源内訳の構成比の合計は $100 \%$ にならない場合があります。

【一般会計】
令和 4 年度決算審査資料より引用

## 令和4年度 民間認定こども園運営費の財源内訳

| 総事業費 | 左記の則源内訳 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 国庫負担金 B | 県負担金 $\mathrm{C}$ | 保護者負担金 D | $\begin{aligned} & \text { 一般財源 } \\ & \text { A-B-C-D } \\ & \hline \end{aligned}$ |
| 1，249，592，405円 | 530，704，370円 | 234，944，007円 | 104，904，820円 | 321，682，427円 |
|  | 国庫補助金 | 県補助金 |  |  |
|  | 38，554，779円 | 18，802，002円 |  |  |
| 認定こども園入所延人数（年間） |  |  |  |  |
| 11,981人 <br> 1人1カ月当たりの額 |  |  |  |  |
| 104，298円 | 47，513円 | 21，179円 | 8，756円 | 26，849円 |
| 1 人当たりの額 $\times 12$ 月 $1,251,576$ 円 | 570，156円 | 254，148円 | 105，072円 | 322，188円 |
| 構成比（\％） |  |  |  |  |
| 100．00\％ | 45．56\％ | 20．31\％ | 8．40\％ | 25．74\％ |

＊認定こども園入所延人数は，他市町からの受託児童及び他市町への委託児童を除く。
＊保護者負担金については認定こども園が徴収
＊端数処理の関係上，各財源内訳の構成比の合計は $100 \%$ にならない場合があります。

## 4 今後の方針と事業計画

（I）市立幼稚園•市立保育所•市立認定こども園の方針と事業計画
（1）市立幼稚園
市立幼稚園は，入園児童が減少しており，今後も顕著な増加が見込めないことから，市立保育所と統合して幼保連携型認定こども園に移行，または入園児数の状況により閉（休）園を検討します。

| 施設名 | 事業計画 |
| :---: | :---: |
| 久代幼稚園 | －川西南保育所と一体化し，幼保連携型認定こども園とします。令和 10 年度の開設をめざし，具体化に向けた検討を進めます。 <br> －施設の老朽化が進んでいることから，令和 5 年度•6年度の 2 力年で，既存施設の活用か新設 とするかを含め，設置場所や定員などを決定します。また，整備手法や運営方法についても合 わせて検討し，令和 7 年度からの次期計画に反映します。 <br> －認定こども園開設を予定していることを踏まえ，開設するまで，原則として園を存続します。今後，1 クラスが5 人未満となった場合は，複式学級により教育保育を実施するとともに，2 クラスともに5 人未満となった場合は，他園所との合同教育保育を実施するなど，カリキュラ ムを工夫することにより，集団教育保育を提供します。 |
| 多田幼稚園 | －多田保育所と一体化し，幼保連携型認定こども園とします。令和 10 年度の開設をめざし，具体化に向けた検討を進めます。 <br> －施設の老朽化が進んでいることから，令和 5 年度•6年度の 2 力年で，既存施設の活用か新設 とするかを含め，設置場所や定員などを決定します。また，整備手法や運営方法についても合 わせて検討し，令和 7 年度からの次期計画に反映します。 <br> －認定こども園開設を予定していることを踏まえ，開設するまで，原則として園を存続します。今後，1クラスが 5 人未満となった場合は，複式学級により教育保育を実施するとともに，2 クラスともに5 人未満となった場合は，他園所との合同教育保育を実施するなど，カリキュラ ムをエ夫することにより，集団教育保育を提供します。 |
| 清和台幼稚園 | - 令和 5 年度末を目途に閉園とします。 <br> - 令和 5 年度の在園児については，本市教育委員会が指定する園において，合同による教育保育 などを提供します。 <br> －令和 5 年度中の園児募集は行いません。 |
| 東谷幼稚園 | －令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が 5 人未満となる見込みであることから，令和 5 年度の園児募集（令和 6 年度入園）は行わず，閉園等を検討します。その際，在園児や令和 6 年度入園希望の方については転園先の確保などについて，支援を実施します。 |

（2）市立保育所
市立保育所については，市立幼稚園と一体化して幼保連携型認定こども園に移行する施設を除いて，現状のまま継続して運営します。

| 施設名 | 事業計画 |
| :---: | :---: |
|  | －久代幼稚園と一体化し，幼保連携型認定こども園とします。令和 10 年度の開設をめざし，具体化に向けた検討を進めます。 |
| 川西南保育所 | －施設の老朽化が進んでいることから，令和 5 年度•6年度の 2 力年で，既存施設の活用か新設 とするかを含め，設置場所や定員などを決定します。また，整備手法や運営方法についても合 わせて検討し，令和7年度からの次期計画に反映します。 |


| 施設名 | 事業計画 |
| :---: | :---: |
| 多田保育所 | －多田幼稚園と一体化し，幼保連携型認定こども園とします。令和 10 年度の開設をめざし，具体化に向けた検討を進めます。 <br> －施設の老朽化が進んでいることから，令和5年度•6年度の 2 力年で，既存施設の活用か新設 とするかを含め，設置場所や定員などを決定します。また，整備手法や運営方法についても合 わせて検討し，令和 7 年度からの次期計画に反映します。 |
| 小戸保育所川西中央保育所 | －継続して運営します。 |

（3）市立認定こども園
市立幼保連携型認定こども園については，継続して運営を続け，地域における幼児教育保育及び地域子育て支援の拠点となる機能を担う施設となるよう検討します。

| 施設名 |  |
| :--- | :--- |
| 加茂こども園 | •継続して運営します。 |
| 川西こども園 | •就学前教育保育に関し，研究•実践を進め，その成果を地域の私立就学前教育保育施設と共有 |
| 川西北こども園 | するなど，就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点となる施設とするよう， |
| 牧の台みどりこども園 | 本計画期間中に検討し，令和7年度からの次期子ども・若者未来計画に反映します。 |

## （2）待機児童（国基準）0人後の保育ニーズへの対応

1 号認定については，利用ニーズを踏まえつつ，定員減の取り組みを進めます。
2 号認定については，利用ニーズを見極め，必要に応じて定員を増やす取り組みを進めます。また，子どもたちにとってより良い教育保育の提供や，年度途中の入園希望等に対応するため，定員内の受け入れに努めます。

3 号認定については，定員内の受け入れに努めます。

## （3）市立教育保育施設としての取り組み

これまでに引き続き，一定の質が確保された教育保育を実践し，市立教育保育施設として求められる水準を示すほか，先進事例なども参考にしながら教育保育に関する研修•実践に努め，地域の拠点とな る施設とするよう取り組みを推進します。

以上のことを推進するために，必要な人村確保に努めるほか，各園所がこれまでに培ってきたノウハ ウを引き継ぐ体制づくりをめざし，小学校との円滑な接続に向けた「接続期カリキュラム」の実施段階 においては，市立教育保育施設が主導的な役割を担いつつ，いずれの地域においても実効性のあるカリ キュラムとなるよう取り組みを進めていきます。

特別な支援を要する児童や困難を抱える家庭等への支援については，希望する施設で就学前教育保育を受 けることができるよう，私立教育保育施設と連携を図り，支援施策に取り組みます。

## 【令和 4 年度】

# 第2期川西市子ども・子育て計画第4章事業推進状況報告 

こども未来部こども政策課

## 事業実績評価の概要



2．課題有•多とされた事業

| 事業No． | 資料ページ | 評価区分 | 取り組み名 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 01－（1）－11－14 | 5 | $\triangle$ | もぐもぐ離乳食教室 |
| 02－（2）－1－2 | 7 | $\triangle$ | 乳睍保育 |
| 02－（2）－1－3 | 7 | $\triangle$ | 産休明け乳児保育 |
| 02－（2）－1－9 | 8 | $\triangle$ | 一時預かり（一般型） |
| 02－（2）－11－10 | 8 | $\triangle$ | 一時預かり（幼稚園型） |
| 02－（2）－11－13 | 8 | $\triangle$ | ファミリーサポートセンターの運営 |
| 02－（2）－3－4 | 10 | $\triangle$ | 産後ヘルパー派遣 |
| 02－（2）－3－6 | 10 | $\triangle$ | 利用者支援事業の実施 |
| 03－（1）－1－6 | 15 | $\triangle$ | 図書館の運棠 |
| 03－（2）－（2－1 | 19 | $\triangle$ | すくすくべビールームの設置 |

$$
2 \text { ページ }
$$

第2期川西市子ども・子育て計画第4章「評価指標シート」

|  | 評価指標名称 | 評価指標値 |  |  |  |  |  |  | $\begin{gathered} \text { 目標値 } \\ \text { (令和6年度) } \end{gathered}$ | 備考 | 担当所管 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| No． |  | 基準値 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |  |  |  |
| 1 | 妊娠から出産及び産後の保健•医療サービスに ついて満足している母親の割合 （健幸政策課アンケート） | 84．3\％ | 80．3\％ | 85．3\％ | 83．9\％ | 86．1\％ |  |  | 90．0\％ |  | 保健センター・予防歯科セン ター |
| 2 | 合計特殊出生率 | 1． 28 | 1． 16 | 1． 21 | 1． 22 | 1． 15 |  |  | $\begin{aligned} & \text { 上昇 } \\ & \text { させる } \end{aligned}$ |  | こども政策課 |
| 3 | 乳幼見健康診査受診率 | 99．1\％ | 98．6\％ | 97． $7 \%$ | 99．9\％ | 99．9\％ |  |  | $\begin{aligned} & \text { 上昇 } \\ & \text { させる } \end{aligned}$ |  | 保健センター・予防歯科セン ター |
| 4 | 「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合 （市民実感調査） | 53． $2 \%$ | 57．0\％ | 61．9\％ | 60．5\％ | 49．1\％ |  |  | 67．0\％ |  | こども政策課 |
| 5 | 「子育て支援が充実している」と思う市民の割合 <br> （市民実感調査） | 31．4\％ | 35．9\％ | 44． $7 \%$ | 40．7\％ | 29．0\％ |  |  | 50．0\％ |  | こども若者相談 センター |
| 6 | 保育所入所待機児童数 | 29人 | 17人 | 16人 | 0人 | 0人 |  |  | 0人 |  | 入園所相談課 |
| 7 | 児童扶養手当受給資格者に対する全部支給の割 | 52．4\％ | 60．5\％ | 59．8\％ | 57．1\％ | 56．6\％ |  |  | 43． $7 \%$ |  | こども支援課 |


[^0]:    ※令和 10 年度に開設をめざしている久代幼稚園と川西南保育所を一体化した認定こども園は拠点施設に位置づけない

